資料１－１

段階に応じた対策のあり方

		課題	対応方針	施策の方向性
居住中	① 空き家化の予防	・住宅の質等により，住み続けることが困難。	住み続けられる環境づくり	良質な住宅の普及，リフォームの促進，地域のまちづくりの推進
		・法的制約により再建築や増築等ができない。	再建築・増築等の円滑化	密集市街地・細街路対策の推進
		・相続が適切に行われない。	相続生前対策の推進	行政による情報発信・啓発，地域等による働きかけ
空き家化	② 活用促進	・需給にズレがある。 ・活用の意向がない。 ・改修費用がない。 ・活用したいが，知識がない。 ・貸すことに抵抗感がある。	情報の整備・マッチング	地域でのコーディネート，情報提供の仕組みづくり，大学等との連携
			活用意向の掘り起こし・動機付け	行政や地域による情報発信・働きかけ，経済的インセンティブによる対応
			行政による支援	地域等による公共的な活用への支援
			市場機能の活用	官民連携による資金調達等の仕組みづくり，密集市街地・細街路対策
			相談体制の充実	官民連携によるコンサルティング体制の整備
			正確な知識の普及・啓発	官民連携による情報発信・提供
管理不全	③ 管理不全状態の未然防止	・空き家情報の把握ができていない。 ・所有者に働きかけにくい。 ・管理者としての意識が低い。	情報の充実・一元化	相談・通報窓口の一元化，情報の整備・共有
			見守り体制の構築	庁内体制の整備，行政と地域の連携
			働きかけられる仕組みづくり	条例による規定の整備，庁内体制の整備，行政と地域の連携
			管理意識の醸成・強化	行政による啓発，条例による規定の整備
解体・滅失	④ 管理不全状態の速やかな解消	・対応できる法制度が不十分。	対応可能な仕組みの構築	条例による規定の整備
		・所有者が特定できない。	行政が対応可能な範囲の拡大	関係者への働きかけ，安全確保のための緊急対応
		・保有コストの問題。	保有コストの適正化	放置することを助長させない仕組の検討
		・除却する費用がない。	行政による支援	跡地利用と一体とした除却の支援
土地活用	⑤ 良質な跡地利用の誘導	・活用方法が分からない。	相談体制の充実	官民連携によるコンサルティング体制の整備
		・活用の意向がない。	地域による管理・活用	地域による公共的な利用への支援
		・法的制約により再建築ができない。	再建築の円滑化	密集市街地・細街路対策の推進
		・狭小敷地のため活用困難。	敷地の統合化促進	隣地を買い増す場合への支援

今回の検討範囲

前回の検討範囲